

事務局資料

(研究開発税制の効果検証（EBPM）を巡る論点について)

2025年7月9日

イノベーション・環境局 研究開発課

論点 7 : 研究開発税制の効果検証（EBPM）を巡る論点（改訂案）

論点（改訂案）

- 令和 8 年度税制改正要望に際し、研究開発税制の各措置の政策インセンティブが機能しているかどうかを確認し在るべき姿を検討するには、どのようなデータを使った、どのような分析が必要か。また、今後の評価のために、制度変更の前後で取るべきものも含め、どのようなデータを用意し、どのような分析が必要か。さらに、この分析はいつ頃実施することが適切か。

政府税制調査会「税制のEBPMに関する専門家会合」

- ・ 「第4回 税制のEBPMに関する専門家会合」（内閣府、令和7年6月3日）において、研究開発税制について議論。整理すべき課題として、財務省から以下の指摘があった。

＜今後の検討の前提として整理すべき課題＞

- ① 平成15年度改正以降、研究開発税制の規模は大きく増加している一方で、企業の試験研究費の額は概ね横ばいの動き。これまでの費用対効果をどのように考えるか（企業にとって事後的なインセンティブとなっている可能性）。[量的な面]
- ② 研究開発税制がこれまで日本経済のイノベーションに与えた効果をどのように考えるか。
[質的な面]
- ③ 研究開発税制の適用は、9割以上が大企業であり、業種の偏りも見られるが、どのように考えるか。
- ④ 研究開発税制の対象範囲をどのように考えるか。
- ⑤ 予算による支援との役割分担をどのように考えるか。また、企業のイノベーションを目的とした他の税制措置との関係をどのように考えるか。
- ⑥ 税制改正要望に際してのEBPMはどのようにあるべきか。

出典：第4回 税制のEBPMに関する専門家会合 財務省説明資料

(現状・課題)

- ① 企業の試験研究費、事後的なインセンティブの可能性 [量的な面]
- ② 日本経済のイノベーションに与えた効果 [質的な面]

- ・ 研究開発税制は、我が国の成長力・国際競争力を強化することを目的に、民間研究開発投資額の維持・拡大を促す仕組みであり、研究開発投資額を効果の指標としており、各国でも基本的に同様。

<「量」について>

- ・ 現行の研究開発税制は、第6期科学技術・イノベーション基本計画における2021年度から2025年度までの官民合わせた研究開発投資の約120兆円の達成への貢献を目標としている。
- ・ 日本を含む各国の研究開発税制は、国際的に研究が進められており、研究開発税制は一般的に企業の研究開発投資の「量」に対して正の効果があるとされている。
- ・ また、研究開発税制は、グローバル企業における研究開発拠点の立地選定の意思決定に影響を及ぼす効果があるとする論文もあり、国際的に遜色のない水準のインセンティブ措置が必要なことが示唆される。

<「質」について>

- ・ EBPM専門家会合における有識者の意見を踏まえ、「質」の評価について国内外の有識者と意見交換を実施したところ、
 - (1) 「質」には必ずしも明確な基準がないこと
 - (2) 各国の研究開発税制は基本的に「量」に対する効果を期待していること
 - (3) 特許については業種や業界によって重要性が異なり、意図的に出願をしないケースもあることなど、留意すべき点も多く、質に与える効果の測定は難しいのではないか、との意見があった。

(参考) 令和5年度改正時の研究開発税制等により達成しようとする目標

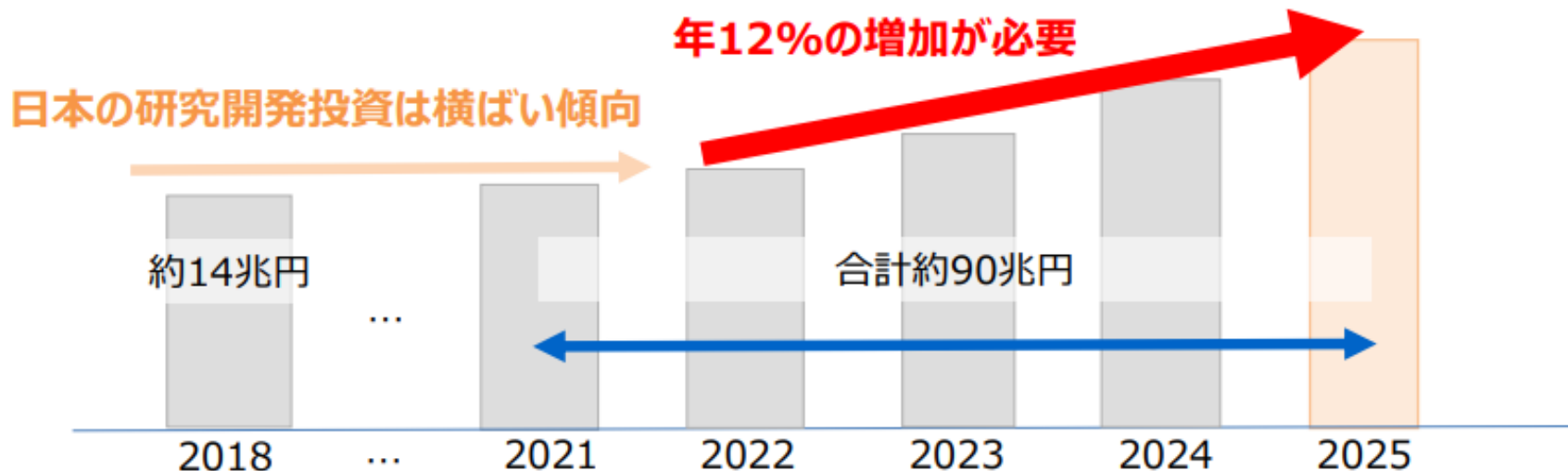
- 第6期科学技術・イノベーション基本計画では、2021年度から2025年度までの官民合わせた研究開発投資の総額を約120兆円とする目標を設定している。
- 研究開発税制では、この約120兆円の目標達成への貢献を目標に掲げ、この目標の達成に必要な民間部門での研究開発投資の増加率を年12%と見積もり、増減試験研究費が12%を超える場合に、よりインセンティブが大きくなる仕組みとしている。

第6期科学技術・イノベーション基本計画 (2021年3月 閣議決定)

次の5年間で約 30 兆円の政府研究開発投資を確保し、これを呼び水として官民合わせて約 120 兆円の研究開発投資を行っていく
→民間企業の研究開発投資の目標は約90兆円

研究開発税制の概要と令和5年度税制改正について
(経済産業省)

民間企業の研究開発費の目標



(参考) 令和5年度改正時の研究開発税制等により達成しようとする目標

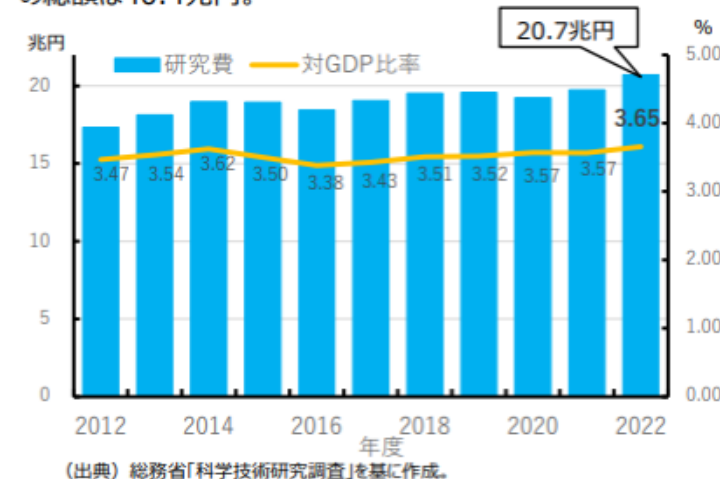
第6期基本計画の進捗状況に対する見解

知と価値の創出のための資金循環の活性化

- 第6期基本計画期間中における「科学技術関係予算」は、目標（第6期基本計画中に約30兆円）を達成。
- 官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第6期基本計画中に約120兆円）と乖離。研究開発投資のうち7割を占める企業の研究費の伸びは、他の主要国と比べて小さい。
- 改めて、企業の研究開発投資を促進するための方策を検討してはどうか。

【主要指標】 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円

2022年度の研究開発投資額（20.7兆円）は前年度比4.9%増。2021年度より2022年度までの研究開発投資額の総額は40.4兆円。



第1回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 資料4
(令和6年12月24日)

テーマ横断的な事項

- 第6期からロジックチャートや指標に基づく進捗把握・評価の実施が導入されたが、指標によっては、外形的な傾向の把握に留まるため、より詳細な分析が必要である。
- 第7期に向けては、目標と因果関係のある指標が設定できないか、という観点で議論が必要ではないか。
- 特に、指標が進展していない場合や指標と現場の認識とが乖離する場合、より詳細な調査が必要ではないか。
- テーマ毎の評価だけでなく、Society 5.0の具体化やグローバルな視点からも進捗を確認してはどうか。
- 第6期基本計画の策定時に比べ、経済安全保障分野における科学技術・イノベーションの重要性が高まっているため、第7期に向けては、丁寧な議論が必要ではないか。

(参考) 研究開発税制の効果検証に関する主な論文 (国際)

第1回 研究会事務局 資料5
(2025年5月2日)

- 国際的には、Hall, B. H. の、研究開発税制は企業の研究開発投資に対して正の効果があるとの論文が、研究開発税制の有効性に関する説明として長年にわたり引用されている。近年はNicholas Bloomらにより、既存の論文等の評価が行われ、研究開発税制は企業の研究開発投資を促進する最も効果的な政策と結論づけられた。
- また、OECDのレポートでも、研究開発税制について統計的に正の効果が確認できたとしている。

Hall (1993) のポイント

- ✓ 研究開発税制は研究開発投資に対して正の効果があるが、その効果が完全に現れるのに数年を要する。
- ✓ 研究開発税制は短期的には年間20億ドルの研究開発投資を促進する代わりに、10億ドルの税収減を引き起こしている。
※米国の上場企業約1000社を対象とするデータ(1980～1991年)を用いて、1980年代の研究開発税制が企業のR&D 支出に与える影響はどの程度か計量的に分析。
※1981年の米国の研究開発費総額は約728億ドル、円換算で約17兆円。(科学技術指標指標)

Nicholas Bloom, John Van Reenen, and Heidi Williams (2019) のポイント

- ✓ 研究開発税制は、企業の研究開発投資を促進する他の政策と比較しても、検証した論文等の効果検証の質やコンセンサスの高さ等を加味しても、最も効果が高いと評価している。
※この論文は、他の論文等から得られた知見を基に、政府のイノベーション政策の効果を評価し、政策立案者向けの施策例として整理している。

OECD microBeRD (2023) のポイント

- ✓ 研究開発税制が企業の研究開発投資に与える効果の大きさは、企業規模や業種によって異なるが、日本を含むすべての国のデータを集約して1つのデータセットとして分析した結果、統計的に正の有意な効果が確認できた。他にも、日本では特許取得や売上に対してプラスの影響が確認されている。
- ✓ 一方で、研究開発税制が、特許取得や売上等のイノベーションの成果に与える影響を正確に評価するには、企業単位のデータが十分ではないとする。
※研究開発税制がイノベーションや経済に与える影響を評価するために、OECD加盟国の統計等のデータを用いて分析を実施。

(参考文献) ・Hall, B. H. (1993) "R&D tax policy during the eighties: success or failure?. Tax Policy and the Economy 7, 1-35.

・Nicholas Bloom, John Van Reenen, and Heidi Williams "A Toolkit of Policies to Promote Innovation" Journal of Economic Perspectives—Volume 33, Number 3—Summer 2019—Pages 163–184

・THE IMPACT OF R&D TAX INCENTIVES: RESULTS FROM THE OECD MICROBERD+ PROJECT OECD SCIENCE, TECHNOLOGY AND INDUSTRY POLICY PAPERS October 2023 No. 159

(参考) 研究開発税制の効果検証に関する主な論文 (国内)

第1回 研究会事務局 資料5
(2025年5月2日)

- 日本の研究開発税制に関する主な検証として、笠原,下津,鈴木(2014)が、2003年税制改正による総額型の導入による変化を利用して効果を推定し、研究開発投資に対して正の効果をもたらしたとしている。
- 池内(2022)は、2015年度のオープンイノベーション型の拡充が、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与し、また、繰越控除制度の廃止が研究開発投資の減少に寄与したことで、効果を相殺したとしている。

笠原,下津,鈴木 (2014) のポイント

- ✓ 2003年度に総額型が導入されなかった場合、2003年度の日本全体の研究開発費総額は3.0～3.4%低下 (注1) していた。
- ✓ 仮に税額控除額の上限 (注2) が設定されなかった場合、2003年の日本全体の研究開発費総額は3.1～3.9%増加 (注1) していた。
- ✓ 2003年の税額控除率に対する研究開発投資の準弾性値は1.15 (90%信頼区間) となった。
 - ※ 税額控除率の変化を利用して、2000年から2003年の企業活動基本調査のデータを用いてモデルを構築し、税制の効果を分析
 - ※ 2003年の研究開発税制の適用額は4,236億円 (国税庁会社標本調査)
 - (注1) 2003年の国内研究開発費総額は約16.8兆円 (科学技術研究調査) であり、その3.0～3.4%は約5,000億円～約5,700億円、3.1～3.9%は約5,200億円～約6,600億円。
 - (注2) 2003年の研究開発税制の控除上限は法人税額の20%。

池内 (2022) のポイント

- ✓ 2015年度のオープンイノベーション型を拡充する制度変更 (注3) により、外部支出研究開発費が平均で約14.4%増加し、税収の減少分を上回った (注4) 。産学共同出願特許の件数も約2.4%増加した。
- ✓ 繰越控除制度の廃止は、研究開発費総額の減少をもたらした。繰越控除制度の廃止によるマイナスの効果とオープンイノベーション型の拡充によるプラスの効果が打ち消し合った。
 - ※ 2015 年度に実施された日本の研究開発税制の制度変更が研究開発投資の量と質に与えた効果について先行研究を参考に分析。
 - (注3) 控除率の引上げ (12%→最大30%) と、オープンイノベーションを一般型の控除上限とは別枠化し法人税額の5%の控除上限を設定する変更。
 - (注4) 1 企業あたりに換算すると、外部支出研究開発投資の増加は82.4百万円、税収の低下は45.8百万円。

(参考) 研究開発税制が研究開発の意思決定に及ぼす影響

- 国外におけるの研究開発税制の効果に関する論文では、短期的には**研究開発コストの10%の税額控除に対して約1%研究開発投資額の増加を促し、長期的には約10%の増加をもたらす**、研究開発税制がグローバル企業における研究開発拠点の立地選定の意思決定に影響を及ぼす効果があると示唆されている。
- さらに、Cross-border effects of R&D tax incentives (2021年) では、**税制優遇が手厚い国で研究開発投資が促進され、そうでない国では研究開発投資を減少させる傾向がある**とまで言及している。

Do R&D Tax Credits Work? Evidence from a Panel of Countries 1979–1997 (2002年)

著者 : Nicholas Bloom (Institute for Fiscal Studies (IFS)) 、
Rachel Griffith (IFS and Centre for Economic Policy Research (CEPR))
John Van Reenen (University College London and CEPR)

発行機関 : Journal of Public Economics

概要 : 日本も含む9か国 (OECD加盟国) を対象に、研究開発税制が企業の研究開発投資に与える影響をモデルにより分析。
研究開発税制は、**短期的には研究開発コストの10%の税額控除に対して約1%研究開発投資額の増加を促し、長期的には約10%の増加**をもたらす。
研究開発税制の優遇の程度が研究開発拠点の立地決定に影響を与えることが示唆される。

Cross-border effects of R&D tax incentives (2021年)

著者 : Nadine Riedel (University of Münster)
Johannes Voget (University of Mannheim) ら

掲載誌 : Research Policy

概要 : 多国籍企業の研究開発活動を対象として、研究開発税制が国際的な活動にどのような影響を与えるか分析。
税制優遇が手厚い国で研究開発投資が増加する一方で、**そうではない国では研究開発投資を減少させる傾向**が見られ、研究開発税制が国際的な研究開発拠点の再配置を促進する可能性を示唆。

(参考) 研究開発税制国際比較

	日本	米国	英国	フランス	韓国	OECD平均
GDP 上段：2024年 名目GDP（IMF統計）単位：百万USドル 下段：上記を1ドル150円で換算	4,026,211 604兆円	29,184,900 4,378兆円	3,644,636 547兆円	3,162,023 474兆円	1,869,714 235兆円	—
GDPに対する政府支援の割合	0.21%	0.25%	0.40%	0.42%	0.41%	0.22%
直接支援 (補助金等)	0.05%	0.11%	0.10%	0.14%	0.22%	0.09%
間接支援 (研究開発税制等)	0.16%	0.14%	0.30%	0.28%	0.19%	0.13%
民間研究開発支出に対する政府支援の割合	7.7%	9.1%	20.2%	28.9%	10.6%	11.3%
直接支援 (補助金等)	1.9%	3.9%	5.1%	9.4%	5.7%	4.8%
間接支援 (研究開発税制等)	5.9%	5.2%	15.1%	19.5%	4.9%	6.5%

(参照資料) 各国政府やOECD等のホームページから情報を整理

(現状・課題) ③-1 企業規模別・業種別の適用額・件数

- 統計に基づく研究開発投資額に占める大企業の割合（97.0％）に比べ、税制の適用額の同割合（91.5％）は低くなっている。
- 統計に基づく研究開発投資額に占める製造業の割合（86.6％）に比べ、税制の適用額の同割合（81.3％）は低くなっている。

国内民間研究開発投資額・社数と研究開発税制の適用額・件数 令和5年度

第1回 研究会事務局資料5
(2025年5月2日)

企業規模別

国内民間研究開発投資額・社数

	研究開発投資額	割合	社数	割合
大企業	約17.5兆円	約97.0%	6,429社	約36.3%
中小企業	約0.5兆円	約3.0%	11,295社	約63.7%
合計	約18.0兆円	-	17,724社	-

(出典) 総務省「科学技術研究調査」令和6年調査結果(令和5年度実績)を基に、経産省が加工・作成
※中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満の法人

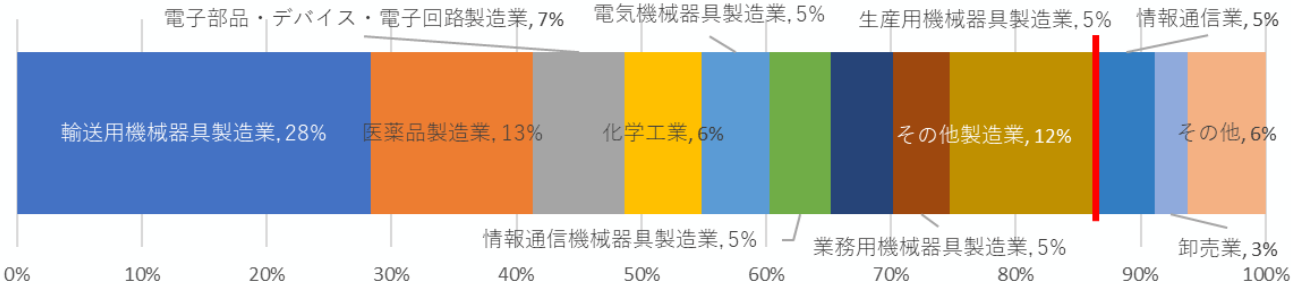
研究開発税制適用額・件数

	適用額	割合	件数	割合
大企業	約8,672億円	約91.5%	5,313件	約29.8%
中小企業	約806億円	約8.5%	12,532件	約70.2%
合計	約9,479億円	-	17,845件	-

(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、経産省が加工・作成
※中小企業は資本金1億円以下の法人
※中小企業の占める割合の平成26年度から令和5までの10年間の平均は69.1％（66.9％～70.4％）

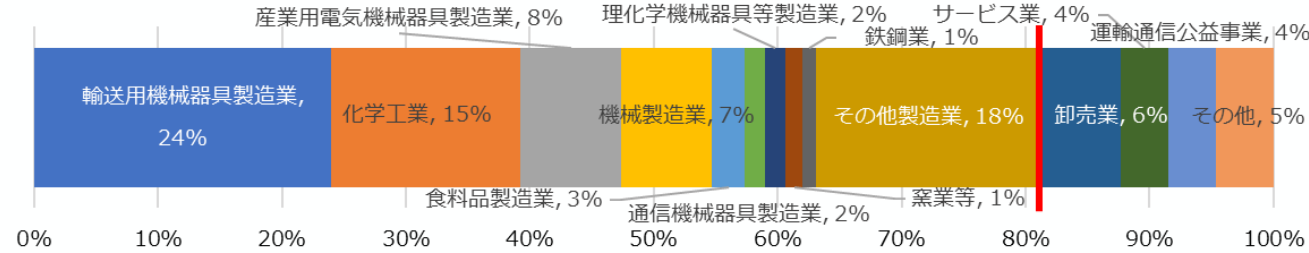
業種別

国内民間研究開発投資額（製造業の割合：約86.6％）



(出典) 総務省「科学技術研究調査」令和6年調査結果(令和5年度実績)を基に、経産省が加工・作成

研究開発税制適用額（製造業の割合：約81.3％）



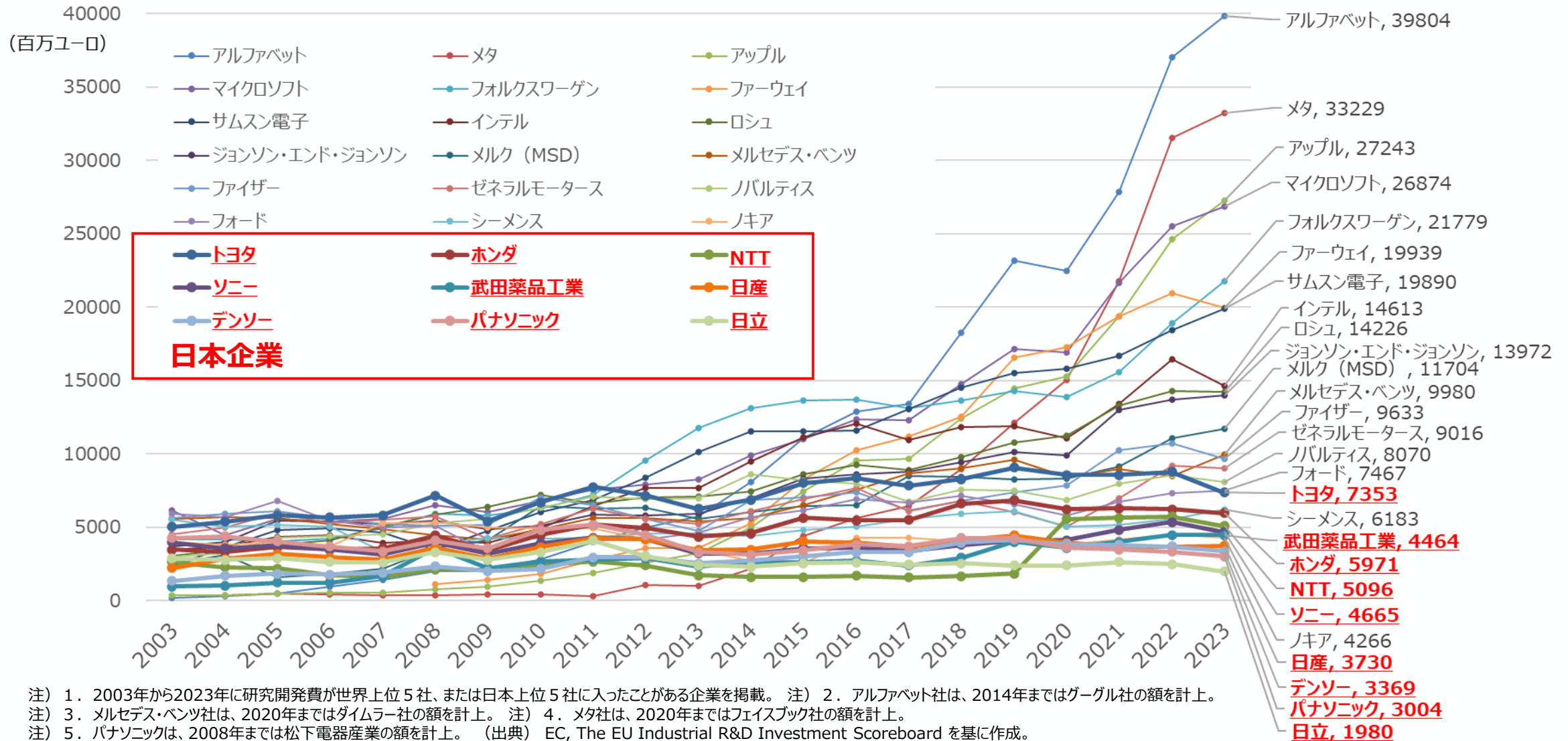
(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、経産省が加工・作成

(参考) 国内外の企業の研究開発費の推移

第2回 研究会事務局資料4
(2025年5月26日)

- 日本の主要企業も研究開発費を伸ばしているが、世界の主要な企業の方が更に大きく研究開発費を伸ばしている。

世界又は日本国内において研究開発費を多く計上している企業における推移



③-2 企業規模別・業種別の適用状況

④ 研究開発税制の対象範囲

- 企業規模については、第1回本研究会の「中堅企業の研究開発」の議論において、研究開発税制において大企業と区別して成長志向を持った中堅企業にインセンティブ措置を講じるべきか等を議論しており、企業規模による制度の適用状況に関する指摘も踏まえた議論を実施。
- 業種については、第3回本研究会の「試験研究費の対象範囲」の議論において、非製造業における研究開発をさらに対象とするような制度改革を目指すべきか論点を提起し、これまで行った「ソフトウェアの適用拡大」、「サービス開発の対象追加」、「一定の要件を満たす業務改善が適用できることの明確化」の普及・浸透に向けた更なる努力が必要性的について、業種による制度の適用状況に関する指摘も踏まえた議論を実施。
- なお、業種に関わらず、「自然科学に係るもの」の判断が難しくなっている可能性を踏まえて実施すべき施策等についても議論を実施。

(参考) 研究開発税制国際比較

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	韓国
控除率	一般型：研究開発費×1～14% (増減なしで8.5%) or 中小型：研究開発費×12～17% + OI型：研究開発費×20～30%	標準税額控除法： 研究開発費×10% (最大) or 代替簡易税額控除法： (研究開発費－研究開発費の過去3年平均×1/2)×14%	研究開発費×20%	(研究開発費1億ユーロ以下) 研究開発費×30% (研究開発費1億ユーロ超過分) 研究開発費×5% + 中小企業イノベーション税額控除： イノベーション費用×20% (上限40万ユーロ)	研究開発費×25% 中小企業の場合は 研究開発費×35%	研究開発費×控除率 (大企業0～2%、 中堅企業8%、中小企業25%) or 研究開発費の増加額×控除率 (大企業25%、 中堅企業40%、中小企業50%) + 時限措置として重点分野 (半導体等) は 研究開発費×控除率 (大企業20～40%、 中堅企業20～40%、中小企業30～50%) ※4
控除上限	原則25% (変動型：±5% or 上乗せ型：0～10%+ ベンチャー特例：15%) +OI型：10%	上限なし ただし、他の政策減税と 合算し最大で約75%	上限なし	上限なし	大企業：250万ユーロ 中小企業：350万ユーロ	上限なし ただし、他の政策減税と合算した最低限税率あり ※5
海外委託費	○	×	△ (要件あり※1)	△ (EU圏内のみ)	△ (EU圏内のみ)	○
繰越控除制度	×	20年	無期限※2	3年※3	×	10年
Refundable Tax Credit (RTC)	×	×	○	○	○	×

(参照資料) 各国政府等のホームページから情報を整理

※1 R&Dに必要な条件がイギリス国内に存在しない、R&Dが行われる場所に必要の条件が存在する、会社がイギリス国内で条件を再現することが全く不合理である、という3つ状況を満たす。

※2 継続企業の原則を満たす必要あり

※3 3年間で全額相殺されなかった場合給付が可能。

※4 新成長・源泉技術14分野 (ブロックチェーン技術、量子コンピューティング、AI、航空宇宙技術、バイオヘルス、カーボンニュートラル等) の控除率はそれぞれ大企業20～30%、中堅企業20～30%、中小企業30～40%、国家戦略技術7分野 (半導体、二次電池、ワクチン、ディスプレイ、水素、未来型移動手段、バイオ医薬品) の控除率はそれぞれ大企業30～40%、中堅企業30～40%、中小企業40～50%

※5 (租税減免前の課税標準) 100億ウォン以下分10%、100億ウォン超過1,000億ウォン以下分12%、1,000億ウォン超過分17%

⑤ 予算による支援との役割分担、他の税制との関係

- 予算による支援との役割分担については、第2回本研究会の「戦略分野」の議論において、予算措置や税制措置の特性の違いを踏まえ、研究開発税制はどのようなメリハリあるインセンティブ措置を講じるべきか等を議論しており、予算による支援との役割分担の指摘も踏まえた議論を実施。
- なお、第2回研究会では、予算措置と税制措置の比較を行い、予算措置を税制措置を適切に組み合わせることの必要性や、市場を獲得する技術の勝ち筋が定まっておらず、様々な理論の下に、複数の市場参加者が切磋琢磨しているような領域においては、民間の創意工夫を促す税制措置が有効であること等を議論。

【論点】 7-1. 研究開発税制の評価指標の在り方

- EBPMの観点から、ロジックモデルを整理して効果検証を進めてはどうか。

① 企業の試験研究費、事後的なインセンティブの可能性 [量的な面]

- 研究開発税制は、我が国の成長力・国際競争力を強化することを目的に、民間研究開発投資額の維持・拡大を促す仕組みであり、研究開発投資額を効果の指標としており、各国でも基本的に同様。

- EBPM専門家会合における有識者の意見を踏まえ、「質」の評価について国内外の有識者と意見交換を実施したところ、「質」には必ずしも明確な基準がないこと、各国の研究開発税制は基本的に量に対する効果を期待していること、特許については業種や業界によって重要性が異なり、意図的に出願をしないケースもあることなど、留意すべき点も多く、質に与える効果の測定は難しいのではないか、との意見があった。

- 「質的な面」についても考慮すべきとの観点から、ロジックモデルにおいて、例えば、研究開発投資額の拡大によってもたらされることが考えられる特許件数、研究開発に携わる研究者数の増加（我が国の研究開発に係るストックの拡大）等も勘案することにより、従来の研究投資額の効果に加え、「質」にも踏み込んだ効果をみることは妥当か。留意すべき点はあるか。

- 研究開発税制の現行の数値目標は、第6期科学技術・イノベーション基本計画に掲げられた政府目標と整合するものであるが、当該目標は2025年度が終期となっている。第7期科学・イノベーション基本計画の政府目標は策定中であり、数値目標は現状は示されていない。第7期科学技術・イノベーション基本計画において数値目標が示されれば、研究開発税制においても当該計画に基づく目標を掲げるべきではないか。また、今夏の税制改正要望時に数値目標が示されていないければ、研究開発税制ではどのような数値目標を設定することが妥当か。

研究開発税制のロジックモデル

・ 研究開発税制は、我が国の成長力・国際競争力を強化することを目的に、民間研究開発投資額の維持・拡大を促す仕組み。

政策目的：我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

達成目標：未定（第7期科学・イノベーション基本計画に整合することを前提）

現状

- ・ 2023年度の研究開発投資額（約22.0兆円）は対前年度比6.5%増。2021年度～2023年度までの3年間の研究開発投資額の総額は約62.4兆円。
- ・ 官民合わせた研究開発投資額は増加傾向にあるが、達成目標（第6期科学技術・イノベーション基本計画中に約120兆円）に対しては未達の状況。

課題（新たな課題、国際競争環境、取り巻く環境の変化等）

- ・ デジタル・AIの進化等により、研究分野間の相互連関が高まり、研究開発のスピードが加速。科学とビジネスが近接化が進んでいる。そのような中、各国は戦略分野を絞り込み、重点投資を行っている。
- ・ 他国が研究開発費を大きく伸ばしている中、日本の研究開発費の伸びは劣後。また、高度な研究開発を支える人材、産学連携が不足。
- ・ 効果を定量的に測定するための指標やデータが不足。政策の改善に向けたフィードバックが得られにくい。

インプット
政策手段

アクティビティ
政策手段による活動

アウトプット
活動目標

短期アウトカム
短期の成果目標

中・長期アウトカム
中・長期の成果目標

インパクト
国民・社会への影響

税制改正要望

租税特別
措置法の改正

改正租税特別
措置法の施行

民間研究開発投資
維持・拡大

オープンイノベーション
の促進

研究開発成果の拡大

研究開発体制の拡大

日本の成長力、国際競争力の強化

イノベーション成果の国民・社会への
浸透

【適用件数】
【適用額】

【民間研究開発投資額】

補助的指標：民間外部研究開発投資額
特許出願数
研究開発に携わる研究者数

(課題) ⑥-2 税制改正要望に際してのEBPMはどのようにあるべきか。

【論点】7-2. 効果分析の高度化について

- 更にEBPMを高度化する上で、どのような方策が考えられるか。
- 統計情報やヒアリング等を活用し具体的に何をすべきか。
- 仮に、税務データの一部を利用できる場合、具体的にどのようなデータを活用し、どういう分析を行うべきか。
- 戦略分野へのインセンティブ措置の強化や大学等の拠点化等については、事業者等の計画認定や実績報告の際に情報提供を求めることも考えられる。簡素な仕組みを前提として効果検証の仕組みをビルトインする場合、どのようなデータの提供を求めるべきか。また、そのデータをどのように分析し、どういう効果検証を行うべきか。